

平成30年10月31日

保護者 様

千葉市教育委員会保健体育課長
千葉市立千葉高等学校長

インフルエンザ罹患時の登校許可証明書の変更について

秋冷の候、保護者の皆さまにおかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校教育活動に対しまして、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、9月には、市川市において県内初のインフルエンザによる学級閉鎖が行われ、これから流行が考えられるところです。

千葉市では、医師によりインフルエンザと診断された場合には、学校保健安全法（第19条）により、出席停止等の措置を行うとともに、登校再開の際に「登校許可証明書（千葉市版）」にて医師の証明をいただいております。

しかし、医師の証明にかかる費用等で保護者に負担がかかることや、平成30年10月に厚生労働省より、「インフルエンザ罹患後の治癒証明については、医療機関へ過剰な負担を掛ける恐れがある。」と、医療機関への負担を考慮した見解が示されたことを踏まえ、インフルエンザに限り、今シーズンより、裏面に示した「インフルエンザにおける療養報告書」のとおり、保護者記載による報告書への変更を行うことになりました。なお、本校においては、療養報告書を提出する際に、病院で受診したことを証明する領収書等の確認をさせていただきます。

使用の流れ、注意点等につきましては、療養報告書をよくお読みになるとともに、別添の「学校感染症による出席停止の手順について」をご参照ください。療養報告書は、千葉市HP（教育委員会保健体育課）よりダウンロードしてお使いいただくこともできます。

学校における感染症の流行を予防するために、ご理解、ご協力をお願いいたします。